



平成29年度(H29.4~H30.3) 異物検査結果について

異物とは、人に悪影響を及ぼしうるガラスおよび金属等ではありますが、一般に異物検査は、生産、貯蔵、流通、販売の過程で、不適切な取扱いに伴って食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物を対象としています。

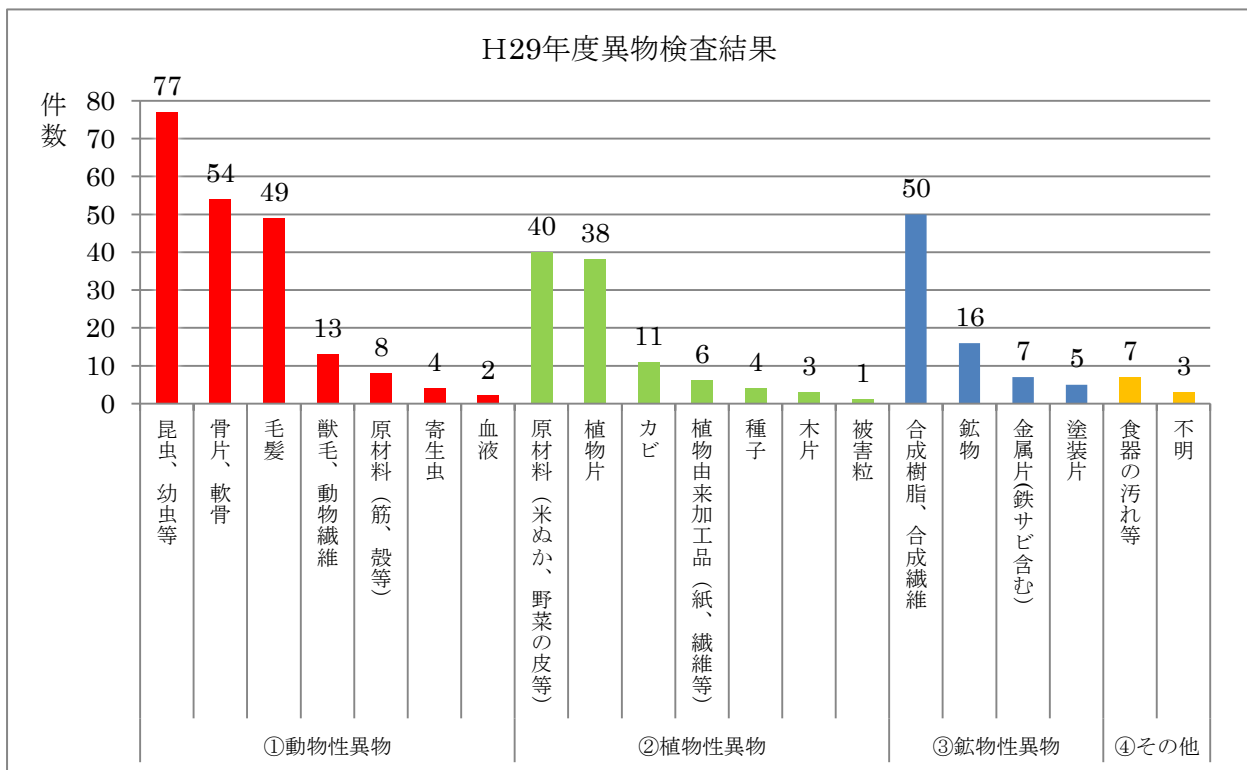
異物には、危険物（金属片、ガラス片等）や危険ではないが有害物（毛髪、ビニール片等）などの混入物以外に、原材料そのものに由来するもの（骨片や米ぬか等）、製造・加工過程で生成または残存したもの（野菜の皮、魚の寄生虫等）があります。

異物の種類は主に、①動物性異物（昆虫、骨片、人毛やほ乳類の体毛、羽毛等）、②植物性異物（種子、木片、紙、カビ類等）、③鉱物性異物（プラスチック片、金属片、小石等）に分類されます。（厚生労働省監修「食品衛生検査指針(理化学編)2015」参照）

【市・町等から依頼を受けた異物検査】

兵庫県学校給食・食育支援センターでは、平成29年4月1日から平成30年3月末において、市・町等の依頼により398件の異物検査を実施しました。①動物性異物が207件、②植物性異物が103件、③鉱物性異物が78件、④その他10件を確認し報告しました。

そのうち原材料からの由来であると推測される異物は175件で、全体の約44%を占めていました。どのような異物が混入していたのか、その結果をグラフにまとめました。



【異物の例】



動物性異物（昆虫）



植物性異物（原材料：人参の木化）



鉱物性異物（合成樹脂）